

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般職員の期末手当) 第2条 [略] 2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100</u>	(一般職員の期末手当) 第2条 [同左] 2 [同左] (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100</u>

分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の71.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額

[3～5 略]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 [略]

[2 略]

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に100分の65を乗じて得た額

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の68.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額

[3～5 同左]

(一般職員の勤勉手当)

第3条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の215</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の255</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>） [4 略] 5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額 [6 略]	(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の210</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の245</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の117.5</u>） [4 同左] 5 [同左] (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額 [6 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般職員の期末手当) 第2条 [略] 2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職給料表(3)の適用を受け	(一般職員の期末手当) 第2条 [同左] 2 [同左] (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職給料表(3)の適用を受

る職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額 (2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に<u>100分の66.25</u>を乗じて得た額 (3) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に<u>100分の70</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額 [3～5 略] （一般職員の勤勉手当） 第3条 [略] [2 略] 3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の212.5</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の250</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>） [4 略]	ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額 (2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額 (3) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に<u>100分の71.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額 [3～5 同左] （一般職員の勤勉手当） 第3条 [同左] [2 同左] 3 [同左] (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の215</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の255</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>） [4 同左]
--	---

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額 [6 略]	5 [同左] (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額 [6 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月29日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。